

特定個人情報の保護のための措置（開示・訂正・利用停止請求）について

1 確認・検討事項

特定個人情報は、社会保障、税、災害対策の分野で用いられ、機微性が高い情報が多く、かつ大量に情報連携が行われることから、万が一、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれへの国民の懸念も考えられる。そこで番号法では、個人情報保護法等の一般法と同様に、開示・訂正・利用停止請求が認められている（情報提供等記録に対する利用停止請求を除く）ほか、特定個人情報の適正な取り扱い及びその正確性を確保するため、本人が自身の特定個人情報に容易にアクセスできるための措置を講じている。

(1) マイ・ポータルの開設

本人からのアクセス方法のより一層の充実を図るため、自身では開示・訂正・利用停止請求を行うことが困難な方でもこれらの請求権を行使できるよう、個人が簡単にウェブサイトを通して、情報提供等の記録や自己の特定個人情報の閲覧等が行える「情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）」が国により新設される（番号法附則第6条第5項 ※平成29年1月運用開始予定）。

【「マイ・ポータル」の機能（予定）】

①情報提供記録表示（附則第6条第5項）

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能

②自己情報表示（附則第6条第6項第1号）

行政機関などが保有する自分の特定個人情報について確認する機能

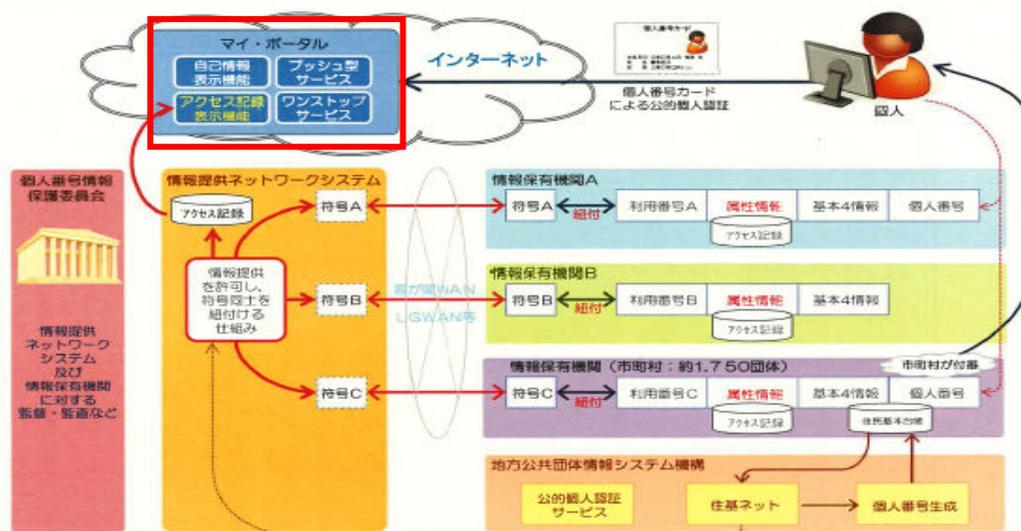
③プッシュ型サービス（附則第6条第6項第2号）

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス（附則第6条第6項第3号）

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

【参考：情報連携におけるマイ・ポータルのイメージ】



(2) 任意代理人による請求

マイ・ポータルへの設置に伴う情報格差解消の観点から、インターネットへの接続が困難で、かつ書面請求も困難な方についても容易に特定個人情報への開示請求権等を行使できることが求められる。

また、個人番号が利用される社会保障・税分野の事務において、一般的には、専門家である税理士や社会保険労務士等の代理人に事務を委任するケースも多いことが想定されることから、開示請求等についても税理士等の任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資するものと考えられる。そこで、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法への番号法第 29 条における読替規定において、「任意代理人」による請求を新たに認めている。

なお、個人番号が含まれない一般の個人情報に係る開示請求等に関して、行政機関個人情報保護法等では、引き続き任意代理は認められていない（※個人情報保護法は、従前から任意代理での請求は可）。

本市の個人情報保護条例における取り扱いについて

- ・ 特定個人情報に対する任意代理人への開示・訂正・利用停止請求（死者の情報を含む）のあり方
- ・ 一般の個人情報の開示請求等ができる任意代理人に係る範囲拡大の可否（現行：弁護士のみ）。可とする場合はその拡大範囲。

(3) 利用停止請求における取扱い

個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の救済を図るため、開示を受けた個人情報（特定個人情報を含む）について、不適正な取り扱いがなされていると思料する場合には、本人による「利用停止請求」が認められている。

ア 利用訂正請求事由の追加（※特定個人情報）

このうち情報提供等記録を除く特定個人情報については、番号法に違反する行為のうち特に不適正な下記の場合についても、利用停止請求が認められる。

① 利用制限に関する違反

（番号法第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項・ 2 項違反）

② 収集制限・保管制限に対する違反（番号法第 20 条違反）

③ ファイル作成制限に関する違反（番号法第 28 条違反）

④ 提供制限に関する違反（番号法第 19 条違反）

イ 情報提供等記録の取扱い

ただし、情報提供等記録については、利用停止請求は認められていない。

これは、①情報提供等の記録は情報提供ネットワークシステム上に自動的に保存され、適法でない取得がなされたり、目的外利用・提供禁止原則に違反して利用・提供されることが想定し難い。万が一、これらの事態が生じたとしても、②不正な情報連携を抑止し、適法な情報連携を情報提供ネットワークシステムにおいて安定的に実現するためには、情報提供等の記録を恒常的に確認可能な

状態にしておき、不正な情報連携の有無、システムに支障を与える提供の有無を継続的にチェックする必要性が高いこと、③情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求が認められ、④不正な情報連携を行った者に対しては、特定個人情報保護委員会による助言・指導・勧告・命令が行われることを考慮したためである。

本市の個人情報保護条例における取り扱いについて

- ・ 特定個人情報に対する利用停止請求のあり方（情報提供等記録、死者の情報の取扱いを含む）

【参考】：番号法第 19 条（特定個人情報の提供の制限）要旨】

- ① 個人番号利用事務（※1）の処理に必要な限度（第 19 条 1 号）
- ② 個人番号関係事務（※2）の処理に必要な限度（同 2 号）
- ③ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同 3 号）
- ④ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同 4 号）
- ⑤ 委託、合併等に伴う事業承継（同 5 号）
- ⑥ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同 6 号）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムの使用（同 7 号）
- ⑧ 地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同 8 号）
- ⑨ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同 9 号）
- ⑩ 社債・株式等の振替制度における提供（同 10 号）
- ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供（同 11 号）
- ⑫ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同 12 号）
- ⑬ 生命・身体・財産の保護（同 13 号）
- ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同 14 号）

【参考】：番号法第 20 条】

（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

【参考】：番号法第 28 条】

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(4) 開示手数料の減免

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められ

る。現行の行政機関個人情報保護法等によると、開示請求者は、実費の範囲内の請求手数料を納めなければならない旨を規定されている。

そこで、番号法(第29・30条)では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に倣い、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより手数料の減額または免除を可能としている。

【参考】：開示手数料に関する規定】

番号法施行令

(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)

第三十三条 行政機関の長（行政機関個人情報保護法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。）は、法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数を納付する資力が無いと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

- 2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、第一項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

行政機関個人情報保護法

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数を納めなければならない。

- 2 前項の手数額の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

行政機関個人情報保護法施行令

(手数料)

第十八条 法第二十六条第一項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円
 - 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円
- 2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

<後略>

- 3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙をはって納付しなければならない。

<後略>

行政機関情報公開法

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところによ

り、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

行政機関情報公開法施行令

(手数料の減免)

第十四条 行政機関の長(法第十七条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。)は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千元を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

本市の個人情報保護条例における取り扱いについて

- ・(現行)本市では、開示請求等に係る手数料を無料としており、写しの交付に要する費用は徴収している。

【参考】本市における関係規定(条例・施行規則)

個人情報保護条例

(費用の負担)

第34条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第20条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

個人情報保護条例施行規則

(交付に要する費用の負担)

第13条 条例第34条第2項に規定する交付に要する費用の負担は、当該交付を受ける前にしなければならない。

- 2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写し(A3判までの大きさのものに限る。)の交付 1枚につき白黒のものにあっては10円、カラーのものにあっては100円

<以下要旨>

(2) カセットテープ：1巻につき150円

(3) ビデオカセットテープ：1巻につき200円

(4) 上記以外の電磁的記録を出力したA3版以下の用紙：1枚につき10円

(5) " フロッピーディスク：1枚につき30円

(6) " コンパクトディスク：1枚につき100円

情報公開条例

(手数料等)

第 18 条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、公開請求者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める手数料を前納しなければならない。

(1) 合名会社、合資会社若しくは株式会社若しくは有限会社が公開請求をする場合又はこれらの法人に勤務する者がこれらの法人の業務の執行のために公開請求をすることが明らかであると認められる場合 公開請求書 1 件につき 1,000 円

(2) 次のいずれにも該当しない者が公開請求をする場合(前号に掲げる場合を除く。) 公開請求書 1 件につき 300 円

ア 市の区域内に住所を有する者

イ 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内の学校に在学する者

エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

3 市長又は公営企業管理者は、公開請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則又は企業管理規程で定めるところにより、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

4 前条第 2 項又は第 3 項の規定により写しの交付を受ける公開請求者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用(第 2 項各号に規定する手数料を納付した者が写しの交付を受ける場合にあつては、その者が公開請求をしやすくなるよう配慮して規則で定める額の費用)を負担しなければならない。

(5) 他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外

行政機関個人情報保護法(第 25 条)等では、他の法令により開示が定められており、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法等による場合と同一である場合には、行政機関個人情報保護法等に基づく開示も並行して認める実益がないため、これを認めないこととしている。

一方、個人は番号法に基づき、「マイ・ポータル」を通して、自己の特定個人情報情報を簡単に確認できるようになる。したがって、他の法令により IT システム(電子情報処理組織)を使用して開示が行われる場合であっても、マイ・ポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。

そのため、番号法では、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしている。

〔本市の個人情報保護条例における取り扱いについて〕

・(現行)本市においても、他の制度との調整等について規定している。

【参考】本市における関係規定】

個人情報保護条例

(他の制度との調整等)

第 35 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情

報に含まれる個人情報

- (3) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。

(1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧

(2) 個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付

(3) 個人情報の訂正

3 第6条、第11条第1項及び第12条(審議会に係る部分に限る。)並びに第2章第2節及び第3節の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(6) 情報提供等記録の開示・訂正時の移送を行わないこと

情報提供等記録は、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された記録である(第23条)。

この記録において不開示情報は、あらかじめ典型的に定まっているものと考えられ、他の行政機関の長等における開示決定等のために移送を行う必要性が認められない。また、これに伴う手続きの遅延は、即時の開示等を期待する請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外としている。

本市の個人情報保護条例における取り扱い

- ・(現行)本市においても、開示・訂正請求に係る事案の移送について規定している。

【参考】本市における関係規定

個人情報保護条例

(開示請求に係る事案の移送)

第19条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

第24条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実

施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(7) 情報提供等記録の訂正の通知先

行政機関個人情報保護法（第35条）等では、保有個人情報の訂正を実施した場合、必要と認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、訂正をした旨を通知しなければならない旨が規定されている。

特定個人情報についても同様の取扱いが求められるが、このうち情報提供等記録については、他機関から提供を受けるものではなく、どの機関で、どの特定個人情報がやりとりされたかを記録したものである。

したがって、仮に記録事項が誤っていた場合は、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及びその仲介を行う情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣との間で、訂正を実施した情報内容を共有するため通知を行う必要があるため、その旨を読み替えるものである。

本市の個人情報保護条例における取り扱いについて

- ・（現行）本市においては、訂正時における訂正請求者への通知を除き、当該個人情報の提供先への通知に係る同種の規定がなく、運用で対応している。

【参考】：本市における関係規定

個人情報保護条例

（訂正請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出があった日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定（以下「訂正決定等」という。）を行わなければならない。ただし、第23条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）を行ったときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

【番号法により必要となりうる条例改正（開示請求等に関して）】

	情報提供等記録以外の 特定個人情報	情報提供等記録
①開示・訂正・利用 停止請求	本人、法定代理人、任意代理人 による開示・訂正・利用停止請 求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人 による開示・訂正請求を認める。 (※利用停止請求は認めない。)
②利用停止請求事 由の追加	番号法に違反する以下の場合に ついて利用停止請求を認める。 ・目的外利用制限違反 ・収集制限・保管制限違反 ・ファイル作成制限違反 ・提供制限違反	利用停止請求を認めない。
③開示手数料の減免	経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、開示手数料を 減額又は免除できるようにする。	
④他の法令による開 示の実施との調整	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は、かか る規定を適用除外とし、重複を認めるようにする。	
⑤開示・訂正時の移 送を行わないこと	/	
⑥訂正の通知先	/	
		開示・訂正決定に際し、他の機 関への移送を認めない
		訂正に係る通知先を総務大臣及 び情報照会者又は情報提供者に 変更する。

【参考】：番号法第 31 条要旨（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）】

地方公共団体は、番号法、行政機関個人情報保護法等の規定により国の行政機関が講
ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方
独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、保有する特定個人情
報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（情報提供等記録に記録された特定
個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものと
する。